

産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）産業廃棄物の焼却残灰・炉内掃出物
	(2)汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場汚泥
	(3)廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー・アルコール類）、タールピッチ類
	(4)廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液
	(5)廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど固形状および液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂なども該当。
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類にあたる）
	(8)金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
	(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず
	(10)鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューポラのノロ、鋳物廃砂、不良鉱石
	(11)がれき類	コンクリート破片（セメント、アスファルト）、レンガの破片、かわら片など
	(12)ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、または産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって捕捉したもの
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	建設業にかかるもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業にかかるもの、PCBが塗布され又は染み込んだもの（全業種）
	(14)木くず	建設業にかかるもの（範囲は紙くずと同じ）、木材または木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業および輸入木材卸売業にかかるもの、おがくず、バーク類、PCBが染み込んだもの（全業種）、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用に木材を含む）にかかるもの
	(15)繊維くず	建設業にかかるもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず、PCBが染み込んだもの（全業種）
	(16)動植物性残さ	（食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業）原料として使用した動物または植物にかかる固形状の不要物（醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くず、原料かす）
	(17)動物系固形不要物	と畜場においてと殺し、または解体した獣畜および食鳥処理場において処理をした食鳥にかかる固形状不要物
	(18)動物のふん尿	畜産農業にかかるもの
	(19)動物の死体	畜産農業にかかるもの
	(20)処分するために処理したもの（政令第2条第13号廃棄物）	(1)～(19)に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物のうち航行廃棄物および携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物など）